

倉敷市社会福祉施設等整備計画（令和８年度保育所等改築・増改築・増築整備分）募集要領

令和７年５月１２日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

社会福祉法人又は学校法人が行う、保育所又は認定こども園施設整備に対して助成を行うことにより、経営の安定と入所児童の処遇向上等を図る。

２ 募集対象施設等

施設種別	整備区分	整備地区	整備施設数
保育所又は認定 こども園	改築又は増改築※１	市内全域	２施設程度
	増築※２		１施設程度

※１ 改築又は増改築は、既存施設の老朽化対策等を目的とした整備とする。ただし、令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に定める要件を必須条件とするものではない。

増改築整備は、既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

※２ ３０人までの定員増を伴う計画（認定こども園にあつては、２号、３号の定員増を行う計画）であること。ただし、ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合は、定員の増員は不要とする。

３ 整備年度

令和８年度中に本体工事に着手し、令和９年度末までに施設整備が完了すること。

４ 計画選定後の留意事項

（１） この募集要領における施設整備補助金を活用した保育所等整備は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において選定され、かつ、国の補助制度等により本市の整備計画が採択されるとともに、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決された場合に施設整備を行うものとする。

（２） 審査会において選定された団体であつて、計画が令和８年度中に国において選定されなかった場合には、令和９年度整備分の整備予定団体としての権利を有することとし、国

へ優先的に補助協議を行う。

5 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月12日（月）から令和7年7月11日（金）午後5時15分まで

(2) 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること。（郵送は不可とする。）

(3) 提出部数等

A4判ドッチファイル（色指定なし）に、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、2部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 注意事項

次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

ア 募集の条件に適合しない場合

イ 令和8年度中に、本体工事に着手し、かつ、一定程度の進捗（10%以上）が見込めないと判断される整備計画の場合

ウ 書類の不備が認められる場合

(5) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1016331.html>

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす社会福祉法人又は学校法人

(1) 現に市内で認可保育所又は認定こども園（整備開始年度（令和8年度）までに認定こども園へ移行予定の施設を含む。）を運営する社会福祉法人又は学校法人

(2) 児童の入所対策をはじめとする本市の保育施策を十分に理解し、積極的に協力する用意があること。

7 審査方法

- (1) 施設整備に係る審査・選定は、審査会において行う。
- (2) 審査する項目に基礎項目と評価項目を設け、基礎項目のうち必須とする項目に一つでも不適合があれば審査対象外（失格）とする。基礎項目及び評価項目を採点し、選定基準点を満たした計画のうち上位の計画から補助協議の対象施設として選定する。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月上旬 事業計画に対する詳細をヒアリング

8月下旬 審査会において、整備対象となる事業計画を選定（法人によるプレゼンテーションも審査する。）

9月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

9 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

ア 建物及び設備計画は、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、消防法、国通知、その他関係法令等の規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

イ 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）第3章第1節に定める生活関連施設の規定に適合するものであること。

ウ 感染症対策、環境に配慮した計画とするよう努めること。

(2) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、用地取得費、造成費、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有するとともに、補助額の減少や事業費高騰等不測の事態に対応できるよう余裕をもった資金計画とし、予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(3) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱等により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(4) 用地

ア 計画地については、事前に関係部局と協議し、開発の許可等を受けることができる計画であること。

イ 借地にあつては、賃借料の負担が保育所等運営に支障を及ぼすおそれがないこと。また、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨の確認書類を添付すること。

なお、事業の安定性・継続性確保の観点から、既に抵当権が設定されている土地については、原則的には認められないことに留意すること。

＊ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）についても参照のこと。

ウ 自家用車による通園や園行事などを想定し、近隣に迷惑をかけることのないよう、駐車場を十分に確保すること。

エ 移転を伴う改築にあつては、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域への移転は原則的には認められないことに留意すること。

（５） 借入金

借入れは、福祉医療機構（※３）からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。なお、協調融資による借入れを計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

※３ 幼稚園型認定こども園にあつては、福祉医療機構を日本私立学校振興・共済事業団に読み替えること。

（６） 近隣保育所等との調整

ア 移転を伴う改築又は増改築の場合には、建設地から2km以内の保育施設等に説明し、協議録を作成すること。（公立施設は除く。）

イ 既存の保育施設等（応募者自らが運営するもの及び公立施設を除く）から半径500m以内への移転改築は認めない。ただし、鉄道・幹線道路等で分断されている場合は除く。

（７） 地域住民との調整

移転を伴う改築又は増改築の場合は、計画地域における住民に対し、理解と協力を得られるよう施設整備に関する説明会を行うとともに協議録を作成すること。また、当該地域

の代表者（町内会長等）及び、隣地地権者等から同意書を取得すること。

また、施設整備に際し敷地拡張を伴う場合にも拡張部分の隣地地権者等から同意書を取得すること。ただし、土地の一筆又は複数筆の一部を新たに事業計画地として使用する場合には、同意書を求める隣接地権者の範囲について、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

なお、隣地地区（町内会等）に対する説明など、説明すべき地域の範囲については、地域の実情を十分に把握し判断すること。説明すべき地域の範囲について疑義がある場合には、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

10 その他

- （１） 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。
- （２） 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。なお、工事入札については、設計者は参加できない。
- （３） 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- （４） 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には、選定を取り消す場合がある。
- （５） 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- （６） この募集要領で示している対象事業は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。
- （７） 補助金の交付を受けて取得した財産を、国の定める耐用年数に満たずに処分（事業の廃止等）する場合、補助金返還の可能性のあることに留意すること。